

関税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴い、関税関係書類のスキヤナ保存制度等における保存要件に係る規定の整備を図るために関税法施行規則の一部を改正するものである。
- 2 この省令は、令和4年4月1日から施行することとする。